

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日(木)
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名(現に在任する委員 24名)

議長(職務代理者) 22番 藤井 進也(会議規則第8条)

出席委員数 17名

【1番】矢野 丈一		【3番】八木 良太	
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
【9番】竹田 清隆		【11番】越智 信彦	
	【14番】越智 千保子		
【17番】村上 晋太郎	【18番】岡田 勝利	【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠	【24番】近松 安文

欠席委員数 7名

【2番】渡邊 節夫	【4番】岡林 興通	【10番】渡部 弥栄	【12番】桑田 誠
【13番】青木 久子	【15番】新居田 守	【16番】渡部 正義	

4. 議事に関与する職員

局長	砂田 征典
次長	新居田 伸一郎
主事	松原 圭
主事	八木 悠斗

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 47 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~12)

議案第 48 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~9)

議案第 49 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について (受付番号 1)

議案第 50 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~9)

議案第 51 号

農地法第 5 条の規定による許可の取消願について (受付番号 1)

議案第 52 号

農業振興地域整備計画変更 (除外) について (受付番号 1~2)

報告第 26 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について (受付番号 1~12)

報告第 27 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (受付番号 1)

報告第 28 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (受付番号 1~2)

報告第 29 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1~2)

6. 議事録

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただ今から「令和6年度 第7回総会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員24名中17名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、総会の議長につきましては、桑田会長が他の用務で不在のため、「今治市農業委員会会議規則第8条」により、会長不在の場合は職務代理者が会長の職務を行うことになっておりますので、以降の議事進行につきましては、藤井職務代理者により進めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から「令和6年度 第7回総会」を開会いたします。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>今回は、議事録署名人に【5番】井出 秀司、【18番】岡田 勝利 委員の両委員を私から指名させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第47号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。</p> <p>議案第47号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。</p> <p>[受付番号1] 申請地は延喜にある農地1筆で、登記地目は田、面積は393㎡でございます。</p> <p>[受付番号2] 申請地は桜井にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は3,359.91㎡でございます。</p> <p>[受付番号3] 申請地は玉川町小鴨部にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は8,355㎡でございます。</p> <p>[受付番号4] 申請地は玉川町桂にある農地3筆で、登記地目は田、畑、面積は合計748㎡でございます。</p> <p>[受付番号5]</p>

申請地大西町山之内にある農地 9 筆で、登記地目は畑、面積は合計 11,147 m²でございます。

[受付番号 6]

申請地は大西町九王にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 215 m²でございます。

[受付番号 7]

申請地は吉海町本庄にある農地 5 筆で、登記地目は田、畑、面積は 1,727 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は伯方町木浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1,437 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は伯方町叶浦、伯方町伊方にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は 3,024 m²でございます。

[受付番号 10]

申請地は上浦町井口にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は 2,223 m²でございます。

[受付番号 11]

申請地は上浦町盛にある農地 2 筆で、登記地目は田、面積は 784 m²でございます。

[受付番号 12]

申請地は大三島町肥海にある農地 10 筆で、登記地目は田、畑、面積は 10,538 m²でございます。

続きまして、議案書 2 ページから 4 ページの合計は、12 件、48 筆、面積 43,950.91 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員

(異議なし)

議長 | それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 | 続きまして、議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 | それでは、議案第 48 号についてご説明いたします。
議案書 4 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は 2 筆で、地目はいずれも畑、面積は合計 202.66 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 2]

譲受人は〇〇才の団体役員、申請地は 10 筆で、地目は田及び畑、面積は合計 2,652 m²で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 3]

譲受人は〇〇才の農業兼団体職員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 817 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 4]

譲受人は〇〇才の会社役員、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 459 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 5]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 4 筆で、地目は田及び畑、面積は合計 2,889 m²で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇才の農業兼会社員、申請地は 1 筆で、地目は樹園地、面積は 324 m²で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 7]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は 1 筆で、地目は樹園地、面積は 895 m²で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 8]

譲受人は〇〇才の猟師、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 81 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転

を受けるものでございます。

[受付番号 9]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は樹園地、面積は 758 m²で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る要件確認書は 1 ページから 18 ページまでとなります。

それでは、農地法第 3 条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、

議案第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、まず議案第 49 号について、ご説明いたします。
議案書 5 ページをお開きください。

[受付番号 1]

申請人は農業者 1 名、申請地は宮窪地区宮窪の 2 筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計 321 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、長年の農業経営に伴い農器具が増えその保管場所手狭で不便であることから、申請地に農業用倉庫の建築及び車両用通路を整備し、農家住宅の敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 9 月 13 日で、許可日から令和 6 年 11 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第 5 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、議案第 50 号について、ご説明いたします。

議案書 6 ページをお開きください。

[受付番号 1]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は日高地区高橋の 1 筆で、地目は田、転用面積は合計 181 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸ドッグランを整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

事業計画につきましては、譲受人は、妻が営むペット用品販売店の顧客サービスのため、申請地を譲渡人から購入し、ドッグランを整備して、妻に無償貸付しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年9月13日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人は土木建築工事等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は乃万地区阿方の1筆で、地目は畑、転用面積は448㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は事業規模拡大に伴い資材置場が不足していることから、自社工場に隣接し作業効率の高い申請地を、譲渡人から購入し、露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年9月13日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び売電等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は桜井地区孫兵衛作の1筆で、地目は田、転用面積は770㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年9月13日で、許可日から令和7年4月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 4]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は桜井地区国分の 1 筆で、地目は田、転用面積は 495 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は現在、実家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、実家に隣接し子育てのし易い申請地を譲渡人である父親から使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 9 月 13 日で、許可日から令和 7 年 8 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 5]

譲受人は百貨小売業等を営む法人、譲渡人は農業者等 6 名、申請地は富田地区町谷及び高市の 9 筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計 9,442.97 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が店舗を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、事業規模を拡大し収益の向上を図るため、幹線道路沿線で集客が見込める申請地を、譲渡人らから賃貸借し、店舗を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 9 月 13 日で、許可日から令和 7 年 5 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第 2 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 6]

譲受人は主に特別養護老人ホームの運営を営む社会福祉法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は波方地区養老の 1 筆で、地目は畑、面積は 862 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は従業員用の駐車場が30名分不足していることから、従業員間の公平性を担保するため、譲渡人らから申請地を購入し、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年9月13日で、許可日から令和7年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7]

譲受人は石材業を営む法人、譲渡人は会社役員1名、申請地は吉海地区名の1筆で、地目は田、転用面積は791㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が事務所、展示場及び作業場の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は事業規模拡大に伴い作業場等のスペースが不足していることから、譲渡人らから申請地を使用貸借し、事務所、展示場及び作業場の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年9月13日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第5小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号8]

譲受人は公務員2名、譲渡人は会社員等3名、申請地は宮窪地区宮窪の1筆で、地目は田、面積は7.69㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目

的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が無人農産物販売所を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人らは地域の活性化に寄与するため、譲渡人らから申請地を購入し、無人農産物販売所を建築しようとするものでございます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年9月13日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第5小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号9]

譲受人は農業者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は大三島地区大見の1筆で、地目は畑、転用面積は80㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が陶芸工房を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、中国及び韓国での陶芸修行の経験を生かすため、譲渡人らから申請地を購入し、陶芸工房を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年9月13日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、議案第51号について、ご説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

[受付番号1]

本願は、令和5年12月28日付け愛媛県指令東農振(地5)第472号で愛媛県知事から許可を受けております、農地法第5条の規定に基づく許可の取り消しに関する案件でございます。

事業計画につきましては、吉海地区本庄の874㎡の農地において、太陽光発電施設の整備を計画としておりました。

転用者と売電先企業との間において売電の開始時期について意見の相違が生じ、売電契約が撤廃され、他に売電先も見つからないことから、転用事業への着手が困難となったことから転用許可の取り消しを受けようとするものでございます。

申請年月日は令和6年9月2日、農業委員会の受付日は令和6年9月13日でご

ざいます。

それでは、手元にお配りしております農地法第4条及び第5条の許可と事業計画変更に係る申請書ごとの要件確認書ですが、19ページ以降をご覧ください。それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用及び転用の取消はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用及び転用の取消はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

なお、議案第50号の受付番号5は、申請地の転用面積が3,000㎡を超えておりますので、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きます、議案第 36 号 農業振興地域整備計画変更(除外)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 52 号について、ご説明いたします。
議案書 8 ページをご覧ください。
議案第 52 号は、農振農用地区域からの除外について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請者は、自己用住宅の敷地拡張に土地を供するため、清水地区中寺の申請地を農用地区域内農地から除外しようとするものでございます。

本件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。

[受付番号 2]

申請者は、転用者が分家住宅の建築に土地を供するため、清水地区中寺の申請地を農用地区域内農地から除外しようとするものでございます。

本件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きます、
報告第 26 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 27 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 28 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 29 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

議案書 9 ページから 15 ページの報告第 26 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 12 件の届出がありました。すべて、取得事由は相続であり、権利内容は所有権でありました。

議案書 16 ページの報告第 27 号 農地法第 4 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は 1 件の届出があり、面積は 38.25 m²でありました。

議案書 17 ページの報告第 28 号 農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 2 件の届出があり、合計面積は 2,180 m²でありました。

報告第 27 号及び報告第 28 号につきましては、各小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第 26 号から第 28 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書 18 ページの報告第 29 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。

今月は 2 件の届出があり、合計面積は 1,304 m²でありました。反対給付は、すべて「なし」となっております。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

報告事項でありますので、ご了承願います。

議長

それでは、本日本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員

(意見なし)

議長

意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。